

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省）

| | | | | |
|---|--|--|-------------------------|--------------------|
| 制 度 名 | 給付制奨学金事業を行う公益社団法人又は公益財団法人に対する個人寄附における税額控除の導入 | | | |
| 税 目 | 所得税 | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>学生・生徒に対し給付制奨学金事業（給付人数及び金額の多寡を問わない）を行う公益社団法人及び又は公益財団法人に対する個人からの寄附金について、新たに寄附金額の 40% を税額控除する制度を創設（※）し、従前の寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか又は税額控除の適用を受けるか、寄附者がいずれか有利な措置を選択できる制度を導入する。</p> <p>（※）2,000 円以上の寄附を対象とし、所得税額の 25% を限度とする</p> <table border="1" data-bbox="874 837 1474 931"> <tr> <td data-bbox="874 837 1219 931">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 837 1474 931">▲ 688 百万円 （ - ）</td> </tr> </table> | | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | ▲ 688 百万円 （ - ） |
| 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | ▲ 688 百万円 （ - ） | | | |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 学ぶ意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学を断念したり、修学の機会を奪われることがないように、政府としては、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業の充実に努めるとともに、民間団体が行う奨学金事業については、特定公益増進法人制度を活用し、支援を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、雇用や給与の削減を実施する企業があるなど、多くの世帯では収入が減少していると想定され、家計が厳しい状況にある学生・生徒にとって給付制奨学金に対する期待は益々高まっていると考えられる。</p> <p>このため、民間団体が実施する様々な給付制奨学金事業について、一層の充実・活性化を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、給付制奨学金への期待が高まっているところであり、民間団体においては給付制奨学金事業が行われている。これを「新しい公共」として支援することで、給付制奨学金の充実・活性化を図ることが重要。そのためには、多様な資金源を確保する必要があり、幅広い寄附金を促進するための措置が不可欠。</p> | | | |

| | | | |
|--|-------------|---|--|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 「政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進」の「施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進」に位置づけられる。 |
| | | 政策の達成目標 | 日本学生支援機構「奨学事業に関する実態調査」の結果、公益法人による給付制奨学金は少なくとも約82億円（平成19年度）ある。このような公益法人による給付制奨学事業を一層活性化させることで、意欲と能力のある学生が、経済的な面で心配することなく安心して学べる環境を整備する。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 日本学生支援機構「奨学事業に関する実態調査」の結果、公益法人による給付制奨学金は少なくとも約82億円（平成19年度）ある。このような公益法人による給付制奨学事業を一層活性化させることで、意欲と能力のある学生が、経済的な面で心配することなく安心して学べる環境を整備する。 |
| | 政策目標の達成状況 | 日本学生支援機構「奨学事業に関する実態調査」の結果、公益法人による給付制奨学金は少なくとも約82億円（平成19年度）ある。 | |
| | 有 効 性 | 要望の措置の適用見込み | 給付制奨学金を行う公益社団法人及び公益財団法人に寄附をする個人約15万人（推計値）に適用見込み。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 平成18年度に、寄附税制に係る改正（適用下限額の引き下げ1万円→5千円）を行った際、その前後の寄附実績の推移から効果を見積もったところ、寄附者数が1.38倍となっていた。 今回要望している税額控除方式との選択制の導入も平成18年度の改正と同様に小口寄附の促進に資するものであり、寄附が一定程度増加すると見込まれる。 |
| | 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 法人税法第37条（指定寄附金、特定公益増進法人） |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業 平成22年度予算額 130,899百万円 (平成21年度予算額 130,899百万円) |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 政府としては、独立行政法人日本学生支援機構が行う貸与制奨学金事業の充実ととともに、民間団体が行う奨学金事業については、特定公益増進法人制度を活用し、支援を行っている。現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、給付制奨学金に対する期待は益々高まっていると考えられるため、民間団体が実施する様々な給付制奨学金事業について、一層の充実・活性化を図る。 |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| | | <p>要望の措置の妥当性</p> <p>一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度であることから、新たに税額控除制度を導入することにより、寄附者が所得控除か税額控除かいずれか有利な方式を選択できるようにすることにより、幅広い寄附の獲得が見込まれるため、要望の措置は妥当である。</p> |
| <p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p> | <p>租税特別措置の適用実績</p> | |
| | <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> | |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>平成 22 年度要望、その後市民公益税制 P T にて検討。</p> <p>◇市民公益税制 P T 中間報告書(平成 2 2 年 4 月)</p> <p>1 所得税の税額控除の導入</p> <p>(1) 認定 N P O 法人への寄附の税額控除の導入について</p> <p>・なお、「新しい公共」の担い手となる認定 N P O 法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民との関わり度合や運営の透明性等も踏まえ、検討する。</p> <p>今後の進め方</p> <p>○ 以上の諸施策については、23 年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進める。なお、22 年度税制改正大綱において検討課題とされた以下の事項等についても、23 年度税制改正の議論において検討を進めることとする。</p> <p>[22 年度税制改正大綱において検討事項とされた事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発法人に対する寄附金の指定寄附金化 ・寄附金控除に関する年末調整の対象化 ・給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度 | |